

林業信用保証のご案内

林業・木材産業者等の皆様の円滑な資金調達をご支援いたします。
別添の資料をご覧ください、事業にお役立ていただければ幸いです。

※ ご利用のメリット、活用事例、ご利用の要件・手続、自然災害(新型コロナウイルス感染症を含む)により被災した事業者の資金調達支援策について紹介しています。

独立行政法人農林漁業信用基金

お役に立ちます！林業・木材産業信用保証！

(独)農林漁業信用基金は、林業・木材産業事業者の方々が、融資機関から資金を借入する場合、債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるよう、支援する公的機関です。

融資枠を広げるためのお伝いをします

補助金の自己負担分等を、取引先の融資機関から借入する際に、当基金が保証人となることで、円滑な資金調達を支援いたします。

無利子の制度資金があります

事業計画が都道府県知事の認定を受けると、無利子の融資を受けることができます。

様々な資金用途を保証します

運転資金(原材料調達費や人件費等)や設備資金(機材購入費等)が対象となります。



新型コロナや災害も支援します

つなぎ資金や復旧資金の保証料を免除する制度があります。

お取引先の銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、当基金の窓口等へお気軽にご相談ください。

独立行政法人 農林漁業信用基金

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
TEL:03(3434)7826、7827 FAX:03(3434)7837
URL:<https://www.jaffic.go.jp/index.html>



～ 林業信用保証の活用事例 1 ～

造林・育林

<調達資金> 人件費や燃料費の支払い等のための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- A社は、自治体から造林・育林作業を請け負う会社。
- 資金調達を相談していた融資機関は、林業関係の融資取引が少なかったため不安があったが、「農林漁業信用基金の林業信用保証を利用したい」と申し出たところ、融資機関から信用基金へ手続等の照会があり、信用基金担当者が説明を行ったことで、融資担当者の理解が深まった。
- 林業信用保証によるリスク管理ができたため、融資を受けることができた。

素材生産

<調達資金> 高性能林業機械購入のための設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- B社は、素材生産を行う林業事業体。
- 事業拡大を図るため、高性能林業機械の導入を計画。購入資金は補助金の交付を受けたが、全額は賄いきれず、自己負担分の資金は、林業信用保証を利用して調達した。
- 導入後は、作業体制を2班から3班に増やし、生産性が向上し、年間の素材生産量は倍増の見込み。近隣で稼働予定の木質バイオマス発電所における需要が見込まれており、さらに事業拡大が可能な見込みとなった。

林業種苗生産

<調達資金> 培土圧入機、コンテナ（ポット）、ミニホイールローダー等購入の設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- C社は、新たにマルチキャビティコンテナによるスギの育苗を開始する会社。
- 新規事業のため、県内に実例が少なく、融資機関は融資に慎重になっていた。
- 林業信用保証を利用することで、融資機関の理解が得られ、必要な設備資金を借入することができた。

～ 林業信用保証の活用事例 2 ～

素材生産

<調達資金> 立木購入のための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- D社は、素材生産を行う林業事業体。
- 20haの立木を購入する機会があり、即金での支払いが条件となっていた。
- まとまった資金の融資について融資機関は慎重になっており、借り入れができるか不安であったが、林業信用保証を利用することにより、必要な資金を調達することができた。

木材・木製品製造

<調達資金> 製材機の入替のための設備資金

<林業信用保証の活用の概要>

- E社は、製材業を営む会社。
- 製材機の購入資金を補助金では全額賄うことができず、補助残の手当について取引金融機関に相談したが、追加融資に慎重になっていた。
- 融資機関から信用基金へ林業信用保証の照会があり、保証申込・審査の結果、保証を受けることができ、リスク管理ができたことから、補助残分の融資を受けることができた。

木材卸売

<調達資金> 製品仕入れのための運転資金

<林業信用保証の活用の概要>

- F社は、工務店等に木材・建材等を卸売りしている会社。
- 仕入れ単価の上昇に伴い、資金繰りが厳しい状況となっていた。
- 卸売業者が林業信用保証を利用するための条件である、合理化計画（経営の合理化や事業規模の拡大等についての計画）を策定し、都道府県知事の認定を受け、林業信用保証を利用して、運転資金を借り入れることができた。

信用保証制度の要件

ご利用対象者

業種	種別	資本金	従業員数
造林・育林 素材生産 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのこ生産	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	-
	組合	-	-
木材卸売等 (※1)	会社	1,000万円以下	100人以下
	個人	-	100人以下
木材製品利用等 (※2)	会社	3億円以下	300人以下
	個人	-	300人以下

※1 「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の合理化計画もしくは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を取得した方が対象となります。

※2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を取得した方が対象となります。

ご利用対象資金



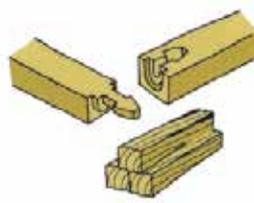
造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要な資金



素材生産

立木購入、伐木、造材、搬出等に必要な資金



木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、プレカット材、チップ、竹製品等の製造に必要な資金



薪炭生産

薪炭(その副産物等)の生産に必要な資金



林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



きのこ生産

きのこの生産に必要な資金



木材卸売等

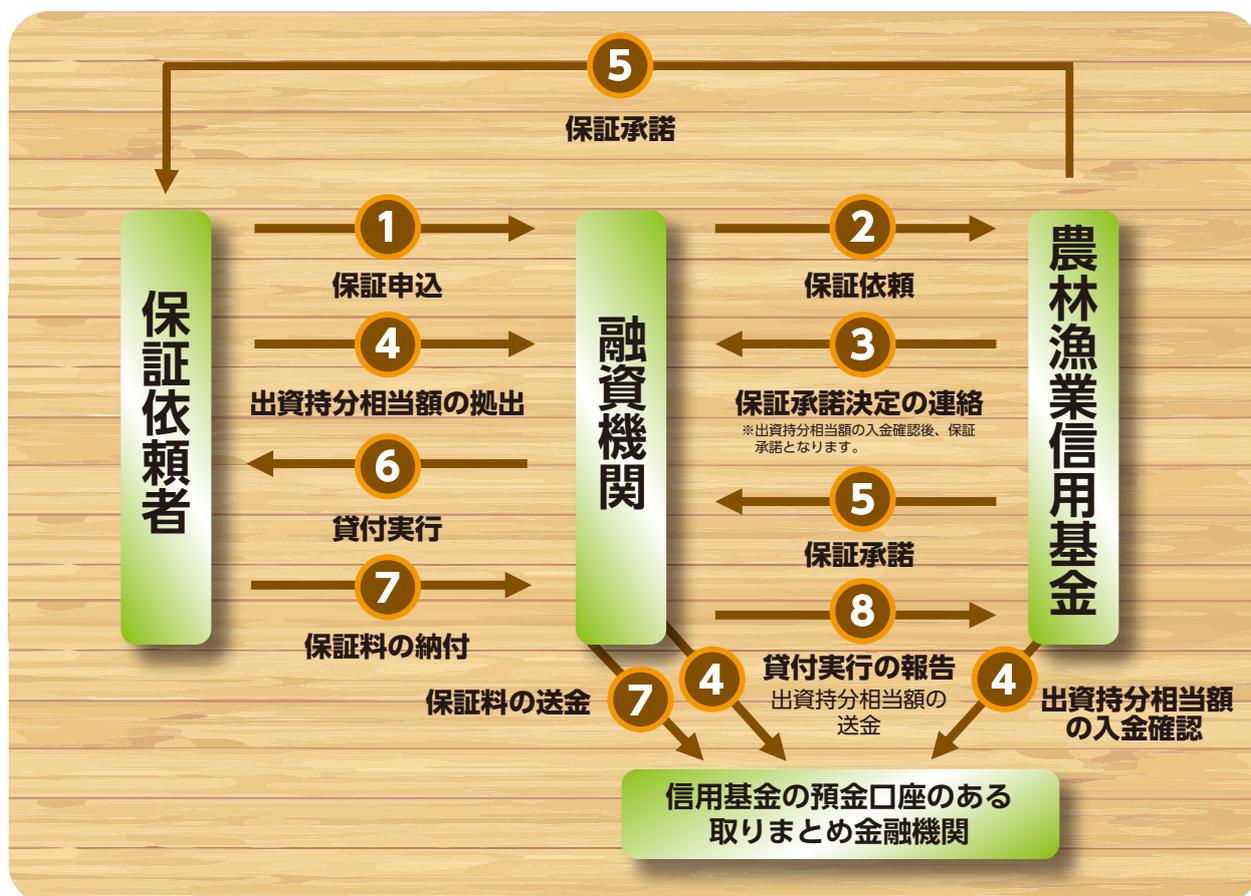
木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良、木材の輸送に必要な資金



木材製品利用等

住宅等の建築請負、家具等の製造、木質バイオマス発電等に必要な資金

保証ご利用の手続き



必要書類等

手続き	必要書類	作成者
①保証申込	債務保証書、関係書類(決算書、印鑑証明書等)	保証依頼者
②保証依頼	債務保証協議書、調査意見書、保証人調査書 ※①の書類と併せて、信用基金へ提出のこと。	融資機関
④出資持分相当額の拠出	出資申請書	保証依頼者
⑤保証承諾	・債務保証書、保証料計算書(融資機関へ発行) ・債務保証承諾書、出資手続き完了通知書(保証依頼者へ発行)	農林漁業信用基金
⑧貸付実行の報告	貸付実行報告書	農林漁業信用基金

※上記のほか、審査に応じて追加書類が必要となる場合があります。

※申込書類の各様式は、基金ホームページよりダウンロードしてください。

災害時の資金繰りを支援する 林業・木材産業災害復旧対策保証

近年、地震や豪雨等による自然災害が多く発生し、林業・木材産業を営む皆様が直接的、間接的に被災し、事業継続に支障をきたす場合があります。

災害発生後において、林業者の皆様が**少ない負担で復旧・再建資金の保証を受けられる**よう、独立行政法人農林漁業信用基金では「林業・木材産業災害復旧対策保証」を平成31年4月に新設しました。

ご利用対象者	林業・木材産業を営む方で 災害（林野庁長官の指定する災害） により直接的、間接的（主要取引先の被災等）に被害を受けられた方
保証限度額	8,000万円
資金使途	事業の復旧、再建に必要な 新たな資金
保証期間	運転資金5年以内（特認7年以内）、設備資金15年以内（返済据置期間 2年以内 ）
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率（市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。）
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）
担保	実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）
出資金	保証額に対して出資金が必要です。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・直接被災者の場合は、市町村長が発行する「り災証明書」または「被災証明書」が必要となります。 ・間接被災者の場合は「被害証明書(信用基金指定様式)」が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL： https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

林業・木材産業災害復旧対策保証

—新型コロナウイルス感染症対策—

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付けで「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)
保証限度額	8,000万円
資金用途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な 新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済/分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率(市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL : https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業・木材産業災害復旧対策保証(新型コロナウイルス感染症対策)利用時(100%保証に限る)の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者のための借換資金への信用保証について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、保証料免除で当信用基金の信用保証を利用できます。

この保証の利用は、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。（当該保証料免除と、利子助成は、セットメニューです。）

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害があり、事業継続に支障をきたしている林業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証) <p>※林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得(売上高)が過半を占めている必要があります。</p>
保証限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額※借換対象となる資金には条件があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした 既往債務の借換に必要な資金
保証期間	運転資金10年以内(設備資金を借り換える場合は15年以内としますが、運転資金として取り扱います。)
返済方法	分割返済(返済据置期間2年以内)
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率(既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下) ※林業施設整備等利子助成を利用することで、最長5年間実質無利子化となります。
貸付方式	手形貸付/証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。 ・当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。(URL:http://www.Zenmokukyo.jp/) ・本事業の受付期間は、令和4年3月31日まで。(予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒105-6228東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階 電話 03-3434-7826、7827 URL：https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は</p> <p>※利子助成については、全国木材協同組合連合会(03-3580-3215)までお問い合わせください。</p> 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業施設整備等利子助成事業(新型コロナウイルス感染症対策)利用時の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)